

ふじしろ政夫と共に県政を変える会会則

第1条（名称）

この会は、ふじしろ政夫と共に県政を変える会（以下本会という）と称する。

第2条（事務所）

本会の主たる事務所を千葉県鎌ヶ谷市東初富5丁目24番50号に置く。

- 2 前項の事務所その他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

第3条（目的）

本会は、ふじしろ政夫氏の政治活動を後援すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 県政の調査研究事業
- 2 講演会、講習会および政治座談会等の開催事業
- 3 機関紙の発行事業
- 4 その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条（会員）

本会は、第3条の目的に賛同する市民をもって会員とする。

第6条（役員の定数）

本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名 |
| 3 | 会計 | 2名 |
| 4 | 監査 | 2名 |
| 5 | 広報・書記 | 4名 |
| 6 | 幹事 | 若干名 |

第7条（役員の職務）

会長は、本会を統括し、総会及び役員を招集する。

- 2 副会長は、会長の職務執行を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務にあたる。
- 4 監査は、本会の会計について年1回以上監査しなければならない。
- 5 広報・書記は本会の機関紙の発行事務、記録事務にあたる。
- 6 幹事は、第4条の事業計画と実施推進を行い、あわせて会員の連絡調整にあたる。

第8条（役員の選任方法）

役員は、第10条に規定する総会において選任する。

第9条（役員の任期）

役員の任期は、4年間とする。ただし、再任は妨げない。

第10条（総会）

総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項について審議し決する。

- 1 事業計画および予算に関すること。
- 2 決算に関すること。
- 3 会則の改廃に関すること。
- 4 その他役員会において必要と認められた事項。

第11条（役員会）

役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第12条（経費）

本会の運営に要する経費は、寄付金その他の収入をもってあてる。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

第14条（委任規定）

この規定に定めのない事項については、役員会において定める。

平成14年11月4日制定
平成23年6月25日改定